

全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度（ゆうゆう住宅仕様）の申込の手順

- 契約
- ↓
- 「住宅保証機構 まもりすまい保険設計施工基準」と「全建総連 ゆうゆう住宅設計施工基準」に適合した設計
- ↓
- 地盤調査の結果に基づく基礎設計・地盤補強
- ↓
- 建築確認（建築工事届）
- ↓
- 【確認済後、基礎工事着工前】 ゆうゆう住宅の保険申込（※申込手続：所属組合）
※所属組合がゆうゆう住宅を取り扱うか事前に要確認
- ↓
- 着工（※設計施工基準に適合するよう施工）
- ↓
- 組合の団体検査員による第1回現場検査（基礎配筋工事完了時、基礎コンクリート打設前）
- ↓
- 住宅保証機構の受付事務機関の現場検査員による第2回現場検査（屋根工事完了時）
- ↓
- 工事完了
- ↓
- 【引渡日確定】 住宅保証機構の受付事務機関に保険証券発行申請し、保険証券、保険付保証明書等を受ける
- ↓
- 【引渡時】 住宅取得者に保険付保証明書を手渡す（※保険期間の開始）
- ↓
- 毎年、基準日（3月31日）ごとに、資力確保措置の状況について、基準日から3週間以内（4月21日）までに許可又は免許を受けた行政庁に届け出る（※届出に提出する書類は住宅保証機構より送付される）